教育委員会会議の開催 (一三)

告

示

秋田県告示第七百九十六号



第十五号)第十四条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三日

秋田県知事

寺

田

典

城

果次の受験番号の者が合格したので、児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則

平成十五年八月五日から同月八日まで実施した平成十五年度秋田県保育士試験の結

県営土地改良事業工事の完了 (平鹿地域振興局農林部)......5 平成十五年度秋田県保育士試験の合格者 (七九六・子育て支援課)......1 物品競争入札に係る一般競争入札の実施 (管財課) 二件.......... 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (管財課) 四件 土地改良区の役員の就任の届出 (雄勝地域振興局農林部) 証紙売りさばき人の指定 (八〇四、八〇五・会計課) 建築基準法による道路位置の指定 (八〇三・仙北地域振興局建設部)............4 保安林予定森林の指定通知 (七九七・森林整備課) 土地改良区の役員の退任及び就任の届出 (秋田地域振興局農林部) 5 建設業者に対する営業の停止命令 (七九九・建設管理課) 2 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出 (七九八・商工業振興 公 教育委員会告示 告 Ħ 次 ページ : 5 : 1 . 5 9 4

> _ 四 五 二五八

二七六

<u>二</u>八 二六〇 二四七 = = =

> 二六四 二四九 三六 00 八〇 六二 五六

_ _ _

二二七 <u>_</u>

<u>二</u> 五 蓋 三〇五

二五七 四四四

二六八

二六九

九 一七八 二四

一七四 八四

一七六

九〇

<u>=</u> = 一 九 一 一七七 _ 三八

八九 \equiv

九七 Ξ $\frac{-}{0}$

一 七 九 六

五三

五五

Ξ

二 一 四 五 六

二一七六九

保安林予定森林の所在場所 指定の目的 平成十五年十月三日 仙北郡西木村下檜木内字霞田二六七の五から二六七の七まで、二七七の一 土砂の流出の防備

指定施業要件 立木の伐採の方法

(1 次の森林については、主伐は、択伐による。

す部分に限る。 字霞田二六七の五・二六七の六・二七七の一 (以上三筆について次の図に示

11

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係 秋田県告示第七百九十七号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。 農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、

秋田県知事 寺 田 典 城

1

1

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

秋田県告示第七百九十八

する。)

森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北郡西木村役場に備え置いて縦覧に供

県に対し意見書を提出し、 いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、 五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。 規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第 なお、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、大 当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ これを述べることができる。 縦覧期間満了の日までに

平成十五年十月三日

届出事項の概要

田

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 有限会社三昭 大曲市川の目字町東三十三番地 株式会社タカヤナギ 代表取締役 代表取締役 鑓 目 高 昭 柳 典 恭

侑

秋

秋田市川尻上野町六番二十一号

株式会社サンクスアンドアソシエイツ

代表取締役

夫 馬

泰

彦

東京都港区芝二丁目二十八番八号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更した事項

秋田市外旭川字小谷地二十五番地ほか サンフェスタショッピングセンター

ァ(1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

代表取締役 岡田 和 株式会社サンクスアンドアソシエイツ

変更前

変更後 株式会社サンクスアンドアソシエイツ

代表取締役 夫 馬

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 有限会社ドラッグマート

秋田県知事 寺 田 典 城

(五) 変更する理由

任期満了に伴う代表者の変更及び小売業者の入れ替えによる

届出年月日 平成十五年九月二十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

縦覧期間

平成十五年十月三日から平成十六年二月三日まで

兀 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗の名称、 設置者等の変更に関する届出

能代市落合字上悪土百七十二番地

代表取締役 加 賀 徳

変更後 株式会社セリア

1

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

代表取締役 河 合 宏

変更前 株式会社サンクスアンドアソシエイツ 東京都港区芝二丁目二十八番八号

ゥ

代表取締役 岡 田

変更後 株式会社サンクスアンドアソシエイツ 東京都港区芝二丁目二十八番八号

エ

変更の年月日

代表取締役

夫

(1 平成十五年五月十三日 代表者の変更

(2) 小売業を行う者の変更

平成十五年九月十二日

意見を述べる者の氏名及び住所

意見を述べる理由

秋田県告示第七百九十九号

ţ 建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づ 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十八条第三項の規定により、次のとおり 公告する。

平成十五年十月三日

処分をした年月日

平成十五年十月三日

_ 処分を受けた者の商号、 株式会社佐賢佐藤建業 主たる営業所の所在地、 代表者の氏名及び許可番号

仙北郡西仙北町字刈和野百七十五番地の一

秋田県知事許可 (特 一三) 六〇〇六 代表取締役 佐 藤

兀

秋田県知事

寺

田

典

城

処分の内容

Ξ 平成十五年十月四日から同月十日までの間、

株式会社佐賢佐藤建業は、県発注に係る秋田県立県南技術専門校(仮称)管理棟 処分の原因となった事実 建設業のすべての営業の停止

建築工事に係る契約手続において、虚偽の入札参加申込書を提出し入札に参加した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。

秋田県告示第八百号

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

次のとお

平成十五年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の区域

|| 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

秋

場 所 建設交通部道路環境課

期間 平成十五年十月三日から同月十六日まで

秋田県告示第八百一号

で 五月三十日付け指令北建 六百六十二で許可した開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十五年 同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十月三日

仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号 開発許可を受けた者の住所及び氏名

> 秋田県知事 寺 田 典 城

> > 番三

開発区域に含まれる地域の名称

株式会社デンコードー

代表取締役

井 上

元

延

大館市清水二丁目三番、

四番、五番、二十番一、二十番二、二十一番一及び二十

秋田県告示第八百二号

四十号)第十条の規定に基づき、 路の位置を次のとおり指定したので、 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道 公告する。 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第

平成十五年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

	十一番地の三十三湯沢市山田字下宿川原三	付 で	平成十五年九月二十六日	六番地 横手市赤坂字喜連森百十	一会社 ワイ・ディー・シー株式 様手市大町六番二十九号
指定年月	売りさばき場所	住所及び氏名	指定年月日	売りさばき場所	住所及び氏名
秋田県知事寺田	秋	平成十五年十月三日	秋田県知事寺、田、典、城		平成十五年十月三日
二項の規定に基づ) 第六条第一項の5	人を指定したので、同法第九年秋田県条例第三十五号	る。 次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同法第二項の規定に基づき、告示す次のとおり証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、秋田県告示第八百五号	る。 次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同法第二項の規定に基づき、告示す、秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、秋田県告示第八百四号	人を指定したので、同法几年秋田県条例第三十五日	る。 次のとおり証紙の売りさばき 秋田県証紙条例(昭和三十4 秋田県告示第八百四号
平成十五年八月二十八日	六メートル	六十二・八六メートル	五番四 仙北郡角館町岩瀬字菅沢三番、四番一、	男	大曲市四ツ屋字上古道七十九番地大曲市四ツ屋字上古道七十九番地
指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置の指定箇所	び氏名	申請者の住所及び氏名
秋田県知事 寺 田	公告する。	四十号)第十条の規定に基づき、	路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道秋田県告示第八百三号	たので、建築基準法施行法律第二百一号)第四十	路の位置を次のとおり指定し建築基準法(昭和二十五年秋田県告示第八百三号
平成十五年九月十六日	八五メートル四・一	三十二・四メートル	一部、百八番一の一部男鹿市船越字狐森百五番一、百五番八の	静子	男鹿市船越サッピ三十三番地三
指定年月日	道路の根質	道 路 <i>(</i>) 延 長	道路の位置の推定箇所	て 日 全	申請者の任所及び氏名

兀

公

告

(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月三日

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法

十七項の規定に基づき、 美町福川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 平成十五年十月三日 公告する。 同条第 若

秋田県知事 寺 田 典

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町福川字福川三十六番地二 二十三番地

字福川六番地 字起上ゲ八十五番地三 百五番地

就任理事の住所及び氏名 字堅石六番地

五番地二 三十一番地

南秋田郡若美町福川字福川三十三番地

字起上ゲ百五番地 字福川六番地 字堅石六番地

二十三番地 三十一番地 五番地二

字起上ゲ八十五番地三 三十六番地二

Ξ 退任監事の住所及び氏名 南秋田郡若美町福川字福川三十一番地

" 二番地 三十九番地二

吉吉斎

光寿雄

藤

豊

田

次

田田

与

(六)

南秋田郡若美町福川字福川三十九番地二 就任監事の住所及び氏名

" 11 " " 三十一番地 一番地

11

吉吉 田 田 与

豊 雄寿光

斎

城

小 吉 玉 田

船船鈴吉船吉

の規定に基づき、

公告する。

平成十五年十月三日

田県雄勝町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

県営土地改良事業 (佐賀会地区土地改良総合整備事業 (担い手育成型))

県営土地改良事業 (中房地区土地改良総合整備事業 (一般型))

秋田県知事

寺

田

典

城

完了年月日 平成十五年三月二十五日

完了年月日

平成十五年三月二十八日

田橋田 金金次

木 文 勇 梢利功洋弘郎満雄

雄勝郡雄勝町秋ノ宮字真木九十三番地

就任理事の住所及び氏名

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令

二十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月三日

鈴

木

和

金 孫

秋田県知事

寺

田

典

城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

小型四輪貨物自動車 (バン型) 二台

吉吉船小鈴吉船船

勇 金

郎雄利満功洋梢弘城

田橋玉木田

文

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による

納入期限

(四)

平成十五年十二月五日 (金)

納入場所

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 県が指定する場所 小型四輪貨物自動車(バン型) 六台 平成十五年十月ころ

一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年九月十六日

八札に参加する者に必要な資格等 入札に参加する者に必要な資格

> 秋田県知事 寺 田 典 城

菊 地 利 男

(昭

5

(2(1) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年十月二十一日(火)までに提出する ((()の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格())の資格に係る申請

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

での期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年十月三日(金)から同月二十七日(月)ま 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

兀 入札執行の日時及び場所

平成十五年十一月四日 (火)午後一時四五分 秋田県庁地下一階管財課入札室

までに規定するところによる。

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

秋

田

五

入札保証金

六 その他

日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 消費税及び地方消

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

より決定する。 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじに

> (六)(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(七) その他

詳細は、 入札説明書による。

七

Summary

1 Nature and quantity of item to _oe purchased: 2 mini

Time-limit of tender: 1:45 P.M. 4 November, 2003

prefecture 010-8570 , Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau 둳 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月三日 (昭

和

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

小型四輪乗用車 (ワゴン型) 台

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年十二月五日 (金)

(四) 納入場所

県が指定する場所

(五) 平成十五年九月十六日 (火) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

八札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(((の資格に係る申請)()))

五

審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年十月二十一日(火)までに提出する چ

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

での期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年十月三日(金)から同月二十七日(月)ま 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

入札執行の日時及び場所

兀

平成十五年十一月四日 (火)午後 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

入札の方法

日本語及び日本国通貨

契約手続において使用する言語及び通貨

秋

六 その他

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

(四) 落札者の決定方法

より決定する。 る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじに 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

(六)(五) 契約書作成の要否

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要資料等を提出すること。

その他

詳細は、 入札説明書による。

七

Summary

- Nature and quantity of item to be purchased: 2 Station
- Time-limit of tender: 2:00 P.M. November, 2003
- prefecture 010-8570 , Japan TEL 018-860-2738 Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division , Bureau 으

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月三日 (昭

秋田県知事 寺

田

典 城

入札に付する事項

乗合自動車 一台 購入物品名及び数量

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十六年三月二十六日 (金)

(四) 納入場所

秋田県立能代養護学校

(五) 乗合自動車 一台 平成十五年十月ころ 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

八札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと

審査申請書を三一に掲げる場所へ平成十五年十一月六日(木)までに提出するこ ―2の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格(―2の資格に係る申請(―2の資格に係る申請))

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

までの期間、 規定する県の休日を除き、平成十五年十月三日 (金)から同年十一月十一日 (火) 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する。

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室 平成十五年十一月二十日 (木)午後 時 兀

入札執行の日時及び場所

六 その他 までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条 契約手続において使用する言語及び通貨

入札の方法

日本語及び日本国通貨

秋

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

(四) 落札者の決定方法

より決定する。 る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじに 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

契約書作成の要否 要

提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(七) その他

に記載された必要資料等を提出すること。

詳細は、 入札説明書による

七

Summary

Nature and quantity of item to be purchased: a bus (a school bus)

Time-limit of tender: 2:00 P.M. 20 November, 2003

prefecture 010-8570 , Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭 二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 平成十五年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

電動式書架 一式

購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十五年十二月二十六日 (金)

(四) 納入場所

秋田県立図書館

人札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

((『 『 『 『 』 』 』 』 』 』 』 『 』 『 』 』 『 』 』 『 』 』 』 』 『 』 』 』 』 『 』 』 』 』 『 』 の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格 [] (] 2の資格に係る申請

三 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 秋田県出納局管財課 (電話〇一八 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法

平成十五年十一月二十日 (木)午後一時三十分

入札保証金 秋田県庁地下一階管財課入札室

五

六 その他

までに規定するところによる。

秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号) 第百六十条から第百六十三条

契約手続において使用する言語及び通貨

入札の方法 日本語及び日本国通貨

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 消費税及び地方消

入札の無効

秋

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる

落札者の決定方法

る。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじに 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とす

より決定する。

(六)(五) 契約書作成の要否

提出書類等

に記載された必要資料等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

その他

詳細は、 入札説明書による。

七

Summary

Motorrized shelves Nature and quantity 으 item ರ be purchased : One room 으

2 Time-limit of tender: 1:30 P.M. 20 November, 2003

> prefecture 010-8570 , Japan Treasury , Akita Prefectural Government , 4-1-1 Sanno , Akita City , Akita Contact point for the notice: Property Management Division, Bureau 뻗 018-860-2738

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。 (昭

平成十五年十月三日

和

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

全自動多目的X線回析装置 一式

購入物品の仕様等

納入期限 入札説明書及び仕様書による。

(三)

平成十六年一月三十日 (金)

(四) 納入場所

秋田県立大学本荘事務室

- 八札に参加する者に必要な資格
- 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八) 秋田市山王四丁目一番
- 入札説明書及び仕様書の交付方法

の期間、随時交付する。 規定する県の休日を除き、平成十五年十月三日 (金) から同月十四日 (火) まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に

入札執行の日時及び場所

四

平成十五年十月二十三日 (木)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 消費税及び地方消

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる

(三) 落札者の決定方法

により決定する。 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

提出書類等

に記載された必要書類等を提出すること。

詳細は、入札説明書による。

田

その他

秋

和 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、 |十二年政令第十六号) 第百六十七条の六第一項の規定に基づき、 平成十五年十月三日 地方自治法施行令 (昭 公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

入札に付する事項

購入物品名及び数量

示差走查熱量計 一式

購入物品の仕様等

八札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十六年一月二十日 (火)

(四) 納入場所

秋田県工業技術センター

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

- 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県出納局管財課契約班 (電話〇一八 八六〇 二七三八)

の期間、 規定する県の休日を除き、平成十五年十月三日 (金) から同月十四日 (火) まで 秋田県の休日を定める条例 (平成元年秋田県条例第二十九号) 第一条第一項に 随時交付する。

入札執行の日時及び場所

四

平成十五年十月二十日 (月)午前十一時 秋田県庁地下一階管財課入札室

入札保証金

五

六十条から第百六十三条までに規定するところによる。 秋田県財務規則 (昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。) 第百

六 その他

入札の方法

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額 費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当 入札者は、 見積もった契約希 消費税及び地方消

入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

落札者の決定方法

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

提出書類等

により決定する。

に記載された必要書類等を提出すること。 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

(五) その他

詳細は、 入札説明書による。

教 育 委 員 会 告

秋田県教育委員会告示第十三号 日時 (五)(四)(三)(二)(一) 次のとおり教育委員会会議を開催する。 案件 場 所 平成十五年十月三日 その他 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案 秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則案 職員の人事についての専決処分報告 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告 教育委員会委員室 平成十五年十月七日 午前十時四十分 秋田県教育委員会委員長 示 太 田 宥 子

購読料金 一月三千五百円 秋田市山王四丁目一番一号発 行 者 秋 田 県

